

秋田県告示第36号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定に基づき、告示する。

令和元年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 埋立免許の日 令和元年5月14日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 秋田県
 - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐竹 敬久
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
位置 山本郡八峰町八森字岩館102番、104番1、105番、107番1、107番2及び86番3の地先公有水面
面積 541.33平方メートル
 - (2) 埋立に関する工事の施行区域
位置 山本郡八峰町八森字岩館102番、104番1、105番、107番1、107番2及び86番3の地先公有水面並びに農林水産省所管国有財産地内
面積 1,391.65平方メートル
- 4 埋立地の用途 物揚場敷地、野積場敷地及び駐車場敷地